

札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

平成 30 年（2018 年）9 月 25 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 7 条第 6 項中「施設」を「設備」に改める。
- (2) 附則第 2 条第 2 項中「第 6 条第 6 項第 1 号」を「第 6 条第 3 項第 1 号、第 6 項第 1 号」に改め、同項の表第 6 条第 6 項第 1 号の項の前に次のように加える。

第 6 条第 3 項 第 1 号	建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物	建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又 は同条第 9 号の 3 に規定す る準耐火建築物（同号ロに 該当するものを除く。）
---------------------	----------------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

既存の保育所の幼保連携型認定こども園への移行を促進させるよう既存の保育所が幼保連携型認定こども園へ移行する場合の設備基準の特例を設けるため、本案を提出する。